

特定非営利活動法人 グローカル人材開発センター

学生事業部活動規約

制 定 平成25年4月1日

最近改正 平成27年4月1日

意思決定、管理、運営責任等については、特定非営利活動法人 グローカル人材開発センター（以下、当法人）の管轄の下、学生事業部の活動を円滑にするために本規約を適用する。

また、学生事業部に入会時点から、本規約を適用するものとする。

第1章：総則

（名称）

第1条 本団体は、「グローバル人材開発センター 学生事業部」と称する。

（所在地）

第2条 本団体の所在地は、次の通りとする。

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1番地10 むすびわざ館3階

第2章：目的および活動

（目的）

第3条 本団体の目的は、「地域が変われば世界が変わる。学生ので社会を動かす」をテーマとする活動を通して、「グローバルな視点で物事を考える能力を兼ね備えつつ、地域経済・社会（ローカル）の持続的な発展に情熱を注ぐ人材」を育むこととする。

（活動）

第4条 本団体は、京都企業へのインタビュー、学生による政策提言、大学ゼミ発企画の実践、まちづくり等のプロジェクトを中心に活動を行う。これらの活動は、産学交流会・成果報告会を通じて経済界・社会に発信される。

なお、本団体は、営利を目的としては活動せず、公序良俗に反する行為も行わない。

第3章：会員

（構成）

第5条 本団体の構成員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本団体の活動に賛同する大学、短期大学、大学院に通う学生
- (2) 地域経済・地域社会の発展に強い意欲のある者

(入会資格)

第6条 前条の要件を満たす入会希望者は、原則としてすべて入会を認める。

(入会)

第7条 本団体への入会を希望するものは、学生証を呈示の上、当法人の定める登録手続きを行わなければならない。

会員の個人情報、当法人が厳重に管理し、本人の承諾なしに情報を公開することはない。ただし、ホームページでの活動報告等により、活動の写真等が事前了解なく開示される場合がある。

(届出)

第8条 本団体の会員は、住所または連絡先を変更したときは速やかに当法人へ届け出なければならない。

(休会)

第9条 理由、期間が適当である者に限り、当法人が休会を認める。休会を希望する者は、10日前までに当法人へ届け出の上、承認を得なければならない。

(例：長期留学・資格試験受験等)

2 休会の場合は、その年度内に納めた年会費は、返金しないものとする。

(退会)

第10条 本団体を自らの意思により退会しようとする者は、当法人へ届け出の上、任意に退会することができる。卒業により本団体を退会するものについては、その限りではない。また退会者は、責任を持って、本団体の名刺を廃棄しなければならない。

2 退会の場合は、その年度内に納めた年会費は、返金しないものとする。

(資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員を除名することができる。本条により、資格を失った会員は、永久に復会を認めない。

- (1) 公序良俗に反する著しい非行を行い、本団体の名誉を汚したと認められるとき。
- (2) 他の会員に著しい不快感、不信感を与えたとき。
- (3) その他、本規約を遵守せず、会員として適当でないと認められるとき。

(遵守事項)

第12条

- (1) 活動により知り得た情報（公開されているものを除く）は、絶対に外部に漏らさないこと。活動終了後も同様である。
- (2) 当法人の諸規則および管理者の指示に従い、誠実かつ真剣に活動すること。
- (3) 無断で遅刻・欠席・早退しないこと。
- (4) 当法人の名誉を毀損するような行動はしないこと。
- (5) 本団体内において、政治、宗教、営利活動や勧誘を行わないこと。
- (5) 活動中は、機械設備、備品、器具、商品等を大切に扱うこと。
- (6) 服装・頭髪等の身だしなみに注意すること。
- (7) 行き帰りの交通安全及び活動中の安全確保に努めること。
- (8) 活動に係る成果物及び発明等は、連携先または当法人に帰属するものとする。ただし、協議の上、同意を得た場合はこの限りではない。

第4章：会計

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年会費)

第14条 年会費は、年間500円とする。

年度途中で入会した場合も、年会費を納入しなければならない。

更新は毎年4月とし、年会費を納めなければならない。ただし、更新後すぐに休会または退会する事が明らかな場合等、当法人が承認したケースに限って更新に必要な年会費を免除することがある。

また、活動費用（交通費等）は、原則、自己負担とし、イベント等で別途、経費を徴収する場合がある。

2 入会金は、無料とする。

第5章：保険

(保険)

第15条 本団体の活動中におけるケガ、病気等、活動中の事故による物損等の賠償責任については、当法人の加入する保険の範囲内で対処するものとする。保険の詳細については、別に定める。

第6章：免責事項

(免責事項)

第16条 当法人で加入している保険適用外、保険免責事項該当事由について、本団体は一切責任を負わない。

本団体は、会員相互もしくは会員と会員以外の人との間で発生したトラブルについて、責任を負わないものとする。また、本団体に起因する場合を除き、いかなるトラブルに関しても、本団体は、一切責任を負わないものとする。

第7章：規約改正

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は、事務局長の判断の上で、予告なく改正することがある。

附 則

本規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年4月1日から施行する。